

函館市退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

## 函館市条例第2号

### 函館市退職手当基金条例

(設置)

第1条 職員（函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）

第2条第1項に規定する職員および函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号）第6条に規定する教育職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる者に該当する教育職員を除く。）をいう。第5条において同じ。）の退職手当の財源に充てるため，函館市退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は，予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間および利率を定めて，基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は，函館市一般会計歳入歳出予算に計上して，職員の退職手当の財源に充て，または基金に繰り入れるも

のとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。